

みんなで支え合う



国民健康保険

- よくある質問にお答えします

来月で会社を定年退職する場合、
健康保険の手続きはどうすれば
よいですか？

日本では、国民皆保険制度により必ず会社の健康保険や国民健康保険など、いざれかの健康保険に加入しなければなりません。会社を定年退職する場合の医療保険は、退職後の就業の有無や家族の状況によって異なります。

①再就職先が決まっている場合、
再就職先の健康保険に加入する

②健康保険加入の子などの被扶養者となる

退職後、収入の見込みが年間130万円（60歳以上もしくは障害年金等）を受給されている場合は180万円）未満で、子などの収入により生計を維持されているなどの条件を満たす場合、健康保険の被扶養者になることができます。

ただし、勤務先の健康保険により、扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。
なお、被扶養者になられても、健康保険料の負担はありません。

③任意継続被保険者となる

退職によって会社の健康保険の被保険者の資格を失つても、一定の条件を満たし、退職日の翌日から20日以内に手続きされると、2年間継続して被保険者になれます。

ただし、退職後の健康保険料は事業主負担も含め、全額自己負担となりますのでご注意ください。

④国民健康保険に加入する

①～③に該当しない場合は、会社の健康保険の資格を失つた日から14日以内に、役場住民課へ届け出て、国民健康保険の被保険者となります。

届け出には次のものが必要となります。
・印かん
・退職（職場の健康保険の資格喪失）したことがわかる証明書

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過する時効により納めることが可能なので、「ご注意ください」。

納付書がお手元にない方は、草津年金事務所にご確認ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎ ⑤(6571) 有線⑤7784

国民年金

一部免除の承認を受けられた方へ
保険料の納付が必要です



一部納付	保険料額（平成23年度）
1/4納付(3/4免除)	月額 3,760円
半額納付(半額免除)	月額 7,510円
3/4納付(1/4免除)	月額 11,270円